2025年11月8日

司法令７－１６

最高裁判所裁判官国民審査法が，平成２９年１０月２２日に施行された最高裁判所裁判官国民審査の当時，在外国民に審査権の行使を全く認めていないことの憲法適合性について判断した最高裁判所の判決（最高裁判所令和４年５月２５日大法廷判決，民集７６巻４号７１１頁）に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.30］から［No.32］）

ア．この判決は，審査権が，議会制民主主義の根幹をなす不可欠な権利である選挙権とはその意義，沿革等を異にし，憲法上の位置付けに差異があるとしつつも，審査権が最高裁判所に対する民主的統制の手段としての意義を有することや，憲法が衆議院議員総選挙の際に国民審査を行うこととしていることにも照らせば，憲法は，国民に対して審査権を行使する機会を平等に保障しているものと解するのが相当であるとした。［No.30］

イ．この判決は，国民の審査権又はその行使の制限をすることなしには国民審査の公正を確保しつつ審査権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り，そのような制限をするやむを得ない事由があるとはいえず，このような事由なしに審査権の行使を制限することは憲法に違反するとした上で，最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことは，憲法に違反するものと判断した。［No.31］

ウ．この判決は，在外国民に審査権の行使を認める制度に関する議論の状況等に照らすと，当該国民審査の当時，国会において，最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことの違憲性が明白であったものということはできず，在外国民の審査権の行使を可能にするための立法措置が何らとられていないとしても，その当時において国家賠償法の適用上違法の評価を受けるものではないとした。［No.32］

正解　ア２，イ１，ウ２

肢ア

憲法上の位置づけに，差異はない。国民主権の原理に基づく，ルールである点は同じ。

最大判令４．５．２５

肢イ

国民主権，選挙権と同様。重要な権利なので，制限がやむを得ない場合に限って許容。

有無の問題なので，制約の程度は重大なので，厳格に判断する。

違憲。

肢ウ

国会賠償請求を認めている。在外選挙の問題の段階で想定できたと思われる。

判例も，不作為による国賠を認めている。

司法令７－１７

違憲審査に関する次のアからウまでの各記述について，ｂの見解がａの見解の根拠となっている場合には１を，そうでない場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.33］から［No.35］）

ア．ａ．裁判所の違憲審査権は，具体的な争訟事件を前提としてその手続の中で行使されるべきである。
ｂ．判例となり得るのは，結論に至る上で決定的な理由付け部分に限られる。［No.33］

イ．ａ．付随的違憲審査制の下では，違憲の争点が適法に提出されている場合でも，裁判所はその争点に触れないで事案の解決が可能ならば，あえて憲法判断をする必要がない。
ｂ．議会制民主主義の下では，法律に問題がある場合には，まずは民主政の過程で法改正を求めることが原則である。［No.34］

ウ．ａ．複数の解釈が成り立ち得る法令の条項について，ある解釈をとれば合憲性について重大な疑いが生じる場合，裁判所は少なくともその解釈はとるべきでない。
ｂ．国法秩序はできる限り統一的であるべきである。［No.35］

正解　ア２，イ１，ウ１

肢ア
判例となり得るのは，結論に至る上で決定的な理由付け部分に限られる。
だから，裁判所の違憲審査権は，具体的な争訟事件を前提としてその手続の中で行使されるべきである。

意味は通らない。

決定的な理由だけなら，抽象的に違憲審査しても良い。影響が小さいから
必ずしも，具体的事例に限る必要はない。

肢イ
議会制民主主義の下では，法律に問題がある場合には，まずは民主政の過程で法改正を求めることが原則である。

だから

付随的違憲審査制の下では，違憲の争点が適法に提出されている場合でも，裁判所はその争点に触れないで事案の解決が可能ならば，あえて憲法判断をする必要がない。

意味は通る。裁判の違憲判断は差し控えるべき

肢ウ
国法秩序はできる限り統一的であるべきである。

だから，

複数の解釈が成り立ち得る法令の条項について，ある解釈をとれば合憲性について重大な疑いが生じる場合，裁判所は少なくともその解釈はとるべきでない。

意味が通る。国家機関内で，秩序をみだす，判断は，できる限り，さけるべきである。

司法令７－１８

憲法第８９条後段に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.36］）

ア．慈善，教育若しくは博愛の事業に対する公的な援助は一般的には公の利益に沿うものであるが，公財産の濫費を防ぐ必要があり，これが憲法第８９条後段の趣旨であると考える立場からは，「公の支配」に属することの意味を厳格かつ狭義に解さざるを得ない。

イ．憲法第８９条後段の趣旨を，私的な事業への不当な公権力の支配が及ぶことを防止するところにあるとする立場は，団体への公的助成が合憲であるためには，国又は地方公共団体が，業務や会計の状況に関し報告を徴したり，予算について必要な変更をすべき旨を勧告する程度の監督権があれば足りるとするものであり，「公の支配」に属することの意味を緩やかかつ広義に解することとなる。

ウ．「公の支配」に属することの意味を厳格かつ狭義に解する立場からは，国が私立学校に対して補助金を支出すること（いわゆる私学助成）は，監督官庁が私立学校に対してその自主性が失われる程度に達するような人事・予算上の権限を有しているとはいえないことから，違憲の疑いがあることとなる。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　７

第８９条
公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

肢ア
公の支配に属しない場合，公金を支出できない。なにをもって，「公の支配」とするか。
厳格かつ狭義（文理）で捉えると，私学助成などは，難しくなる。
公の支配に属しない団体になってしまうので。

そこで，濫費の防止（判例）は，公の支配の程度を緩やかに捉え，私学も公の支配に属するとして，支出を認めている。

肢イ
私的な事業への不当な公権力の支配が及ぶことを防止するのであれば，狭義に解することとなる。私的な事業への支出を禁止する方向性となる。

肢ウ
狭義に解する立場は，私学助成については違憲の疑いがあることになる。
人事，予算権がないと公の支配に属するとは言えなくなる。私学はそれはない。

したがって，公の支配に属しない団体ということで，支出することは８９条に違反し，違憲となる。

司法令７－１９

次の対話は，地方自治に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.37］）

教授．憲法は，国会が国権の最高機関であることを定めるとともに，内閣総理大臣は国会議員の中から選出され，国務大臣の過半数は国会議員の中から選ばなければならないと定めていますが，地方公共団体における議会と首長の関係はどのようなものですか。

ア．地方公共団体においては，議会の議員だけでなく，首長も住民による直接選挙によって選出され，法律上，議会の議員と首長との兼職が禁止されています。また，国会が国権の最高機関であるのと異なり，地方公共団体においては，議会が自治権の最高機関たる地位にあるものではありません。

教授．同じく国会と内閣の関係に関し，憲法は，内閣が衆議院を解散できると定めていますが，この点につき，地方公共団体における議会と首長の関係ではどうですか。

イ．法律上，地方公共団体では，首長も住民による直接選挙によって選出され，議会と首長は独立対等の関係とされていますので，首長に議会の解散権は認められていません。

教授．議員の地位に関し，国会議員には，憲法上，発言・表決に対する免責特権と会期中の不逮捕特権が保障されており，その地位が厚く保護されていますが，この点につき，地方公共団体の議会の議員はどうですか。

ウ．地方公共団体の議会の議員は，憲法上，免責特権も不逮捕特権も保障されておらず，法律上，住民による解職請求が認められています。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　３

肢ア

議会は，議事機関として設置される。最高機関ではない。

首長も議会の議員も選挙で選ばれている。国家の組織とは異なる。

第９３条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

２　地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

肢イ

解散権は認められている。政治的対立が生じるケースを想定する。

肢ウ

住民よる解職請求が認められる。住民自治。政策上，住民による監督を認めることも許容される。国会議員とは異なる。社会的代表。個々の具体的な国民の代表ではない，むしろ分離するという意味がある。

司法令７－２０

条約に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No.38］から［No.40］）

ア．条約の承認について国会の修正権を肯定する見解によれば，参議院で衆議院と異なった議決をした場合における両院協議会の開催は，国会が条約を修正して承認する場合を想定したものと理解することができる。［No.38］

イ．憲法第９８条第２項にいう「条約」は，その名称を問わず，日本国と外国との間の文書による合意を広く含むところ，同項にいう「日本国が締結した条約」は，全て国会の承認を経て成立したものである。［No.39］

ウ．国際法と国内法の関係について統一的な法秩序に属しているとみた上で，憲法の効力が条約の効力に優位するとの見解によれば，違憲と判断された条約は効力を有しないことになるから，当該条約は当然に国際法上の効力も否定されることとなる。［No.40］

正解　ア１，イ２，ウ２

肢ア

両院協議会ということは，異なった議決をした場合に，話し合いを行い，歩みよって，修正案で承認する可能性も想定しているといえる。

肢イ

９８条２項の条約は，広くとらえる。文書であれば，細かい内容も含む方向性，国際協調をうたっている。

国会の承認を得るべき条約（７３条）は，狭い。細部は入らない。

細部は，外交関係に処理するに含んで理解する。

条約で国内的効力が発生する。国民主権から監督させろというのが承認の目的。

細部に関しては，その規定に基づいて新たに，国民の権利義務は制約されないと考えられる。不要

肢ウ

国際的効力は否定されない。違憲判断できるのは，国内のみ。

国際な判断はできない。